○柳井地域広域水道企業団職員の降給に関する条例

令和５年３月１日

条例第３号

（目的）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２７条第２項及び第２８条第３項の規定に基づき、職員（柳井地域広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和５８年柳井地域広域水道企業団条例第７号）第３条の給料表の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の意に反する降給に関し必要な事項を規定することを目的とする。

（準用）

第２条　職員の意に反する降給については、柳井市職員の降給に関する条例（令和４年柳井市条例第２５号）の例による。この場合において、「市長」とあるのは「企業長」と読み替えるものとする。

附　則　抄

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（柳井地域広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

２　柳井地域広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和５８年柳井地域広域水道企業団条例第８号）の一部を次のように改正する。

［次のよう］略